

物品の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、雲南市・飯南町事務組合契約規則(令和3年規則第9号。以下、「契約規則」という。)第5条第1項に基づき公告する。

令和5年11月20日

雲南市・飯南町事務組合
管理者 石 飛 厚 志

記

1. 担当部局

雲南市・飯南町事務組合環境事業部いいしクリーンセンター
(TEL: 0854-72-9217)

2. 入札物件

物件番号	車名	車両名	数量	初度検査年月	最低売却価格
1	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	1台	平成27年9月	¥227,273円

※最低売却価格には、消費税及び地方消費税を含みません。
※車両の詳細は、別紙「車両仕様書」のとおりです。

3. 現車確認

- (1) 日時 令和5年11月20日(月)～令和5年11月30日(木)
平日 8:30から12:00、13:00から17:15
- (2) 場所 〒690-3203 島根県飯石郡飯南町都加賀698-1
いいしクリーンセンター

4. 入札参加要件

- (1) 法人の場合：雲南市又は飯南町に事業所を有する者
個人の場合：雲南市又は飯南町に住居基本台帳登録若しくは外国人登録されている者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
- ③ 雲南市及び飯南町における市町村税を滞納している者
- ④ 公告の日から入札参加資格確認の日までの間に、国土交通省、島根県、雲南市、飯南町、雲南市・飯南町事務組合のいずれかから指名停止処分を受けている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体
- ⑦ 令和5年12月21日(木)までに売買代金の全額支払いが不可能な者
- ⑧ 上記の他、申請に不正があった者又は事務組合の審査により売却の相手方として不適切であると判断された者

5. 入札参加の申込方法

入札に参加を希望する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出する書類

- ① 一般競争入札参加申請書(様式1)【全員】
- ② 納税証明書(滞納がないことの証明)【全員】
※市町が発行するもので、申請日前3ヶ月以内のもの
- ③ 身分証明書【個人のみ】
※市町が発行するもので、申請日前3ヶ月以内のもの
- ④ 現在事項全部証明書【法人のみ】
※法務局が発行するもので、申請日前3ヶ月以内のもの

(2) 提出方法

持参又は郵送
持参する方は、平日8:30から17:15までに提出してください。

(3) 提出期限

令和5年12月7日(木) 17:00必着

(4) 提出場所

〒690-3203 島根県飯石郡飯南町都加賀698-1
雲南市・飯南町事務組合 いいしクリーンセンター

6. 参加資格の有無

入札に参加できる資格が無い者には、下記期日までに「一般競争入札参加申請書」(様式1)に記載された担当者の連絡先Eメール宛て、又は電話により通知する。なお、有資格者には通知しない。
令和5年12月8日(金) 10:00

7. 質疑

質疑事項がある場合は、下記期日までに環境事業部いいしクリーンセンターに対して書面(任意様式)で提出すること。
令和5年12月4日(月) 17:00

8. 回答方法

回答は、下記期日までに、雲南市・飯南町事務組合ホームページに掲載する。
令和5年12月5日(火) 17:00

9. 入札方法及び入札保証金

- (1) 入札は、所定の様式による入札書(様式2)を作成し、封筒に入れ、持参又は書留郵便により「5.(4)提出場所」まで提出すること。
- (2) 入札書の提出期限は、令和5年12月11日(月)12:00必着とする。なお、提出期限までに提出場所へ到着しない場合は、無効とする。
- (3) 入札書は、業務に要する一切の費用を含めた額を記載すること。消費税を除くものとする。
- (4) 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (5) 入札回数は、1回とする。
- (6) 入札保証金は免除する。

10. 入札参加の辞退

入札参加申込み後において入札を辞退する場合は、「5.(4)提出場所」へ入札を辞退する旨を口頭連絡(電話等)するか、入札辞退届(任意様式)を直接持参又は郵送により提出すること。

11. 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札又は意思表示が不明である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 事前公表している最低売却価格未満の入札
- (9) 入札に関する条件(本件公告文、契約規則等参照)に違反した入札

12. 開札

- (1) 開札日時 令和5年12月11日(月) 13:30
- (2) 開札場所 いいしクリーンセンター1階事務室

13. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、有効な入札を行った者のうち入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。この場合、該当する入札者が開札会場にいないときや、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない雲南市・飯南町事務組合職員がくじを引く。
- (3) 落札者が決定したときは、その者の氏名(法人にあっては名称)及び金額を、落札者が無いときはその旨を、開札に立ち会った入札者にはその場で、開札に参加の入札者には文書(郵送)にて通知します。

14. 契約保証金

免除する。

15. 契約の締結

落札者は、落札決定の日から別紙「物品売買契約書」により、令和5年12月15日(金)までに契約を締結する。

16. 売買代金の支払い
 - (1) 落札者は、雲南市・飯南町事務組合が送付する納入通知書により令和5年12月21日(木)までに売買代金を全額支払うこと。
 - (2) 期限内に支払いを行わない場合は、契約を解除する。

17. 所有権の移転等
 - (1) 車両の移転登録(車両の所有者及び自賠責保険の名義変更等)や抹消等に係る手続きは、落札者の責任において行うこと。
 - (2) 車両の移転登録や抹消等に係る諸経費の一切は、落札者が負担すること。
 - (3) 車両の移転登録や抹消等手続きの完了後は、完了したことが確認できる書類(写し)を提出し、雲南市・飯南町事務組合が提出を確認した後に車両を引き渡すものとする。
 - (4) 引渡しの期限は、令和5年12月28日(木)16時までとする。
 - (5) 車両に「雲南市・飯南町事務組合」又は「いいしクリーンセンター」などの名称が付いている場合は、落札者の負担により消去し、消去したことが確認できる写真を提出すること。

18. その他
詳細不明の点については、担当部局に照会すること。